

茨城県後期高齢者医療広域連合の私債権の管理に関する条例

平成 31 年 2 月 25 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の私債権の管理について必要な事項を定めることにより、私債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において広域連合の私債権（以下「私債権」という。）とは、金銭の給付を目的とする広域連合の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 私債権の管理については、法令又は他の条例若しくは規則（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(広域連合長の責務)

第 4 条 広域連合長は、法令等の定めるところにより、私債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第 5 条 広域連合長は、私債権を適正に管理するために台帳を整備しなければならない。

(債権の放棄)

第 6 条 広域連合長は、私債権について次の各号いずれかに該当すると認めるときは、当該私債権及び私債権に係る加算金その他の徴収金等の債権を放棄することができる。

- (1) 時効の期間が満了したにもかかわらず、債務者から時効を援用する意思が示されないとき。
- (2) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、今後も資力の回復が見込めないとき。
- (3) 強制執行等の手続により、債務者が無資力又はこれに準ずる状態となることが明らかであるとき。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について相続人から限定承認があった場合のほか、相続人全員が相続を放棄した場合、その他相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに広域連合及び広域連合以外の者の債権の合計額を超えないとき。

(6) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる状態にあり、私債権の回収が見込めないと

き。

2 広域連合長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。